

学 位 論 文 題 名

近代天皇制の文化史的研究

－天皇就任儀礼・年中行事・文化財－

学位論文内容の要旨

1869（明治2）年3月東京「奠都」後の1871（明治4）年11月に行われた大嘗祭は、幕末のそれとは異なり神仏習合的な儀式や畿内在地からの献納・奉仕を廃し東京で行われた。これは近代天皇が「全国一主ノ統御ニ帰」すべく特定地域との関係を断ち切らねばならなかったからである。（第一章）

ところが、明治天皇の京都・大和国行幸（1877（明治10）年1月～7月）を機に京都・畿内の「旧慣」保存が提起された。岩倉具視は京都皇宮保存と大礼を京都で行うことを建議し、外交官柳原前光はロシア、オーストリアの例にならい「旧慣」＝文化的伝統を維持すべく京都における皇室儀礼を提起した。これらを受けて皇室典範（1889（明治22）年）第11条「即位ノ礼及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ」が決定された。（第二章）

ところで皇室儀礼は欧州王室儀礼との互換性（共通性・普遍性）をもつべく考案され、登極令（1909（明治42）年）に具体化された。1915（大正4）年11月に施行された即位礼と大嘗祭は欧州王室儀礼との互換性がみられ、大嘗祭は即位礼に従属した位置づけであった。（第三章）

近世後期の悠紀・主基斎田は畿外近国の禁裏御料あるいは幕府直轄領から選定され、神職は陰陽道の影響の強い祝詞を述べるなど、神仏習合の性格をもっていた。1871（明治4）年には国家神道の影響下に地方官が介在しており、1915（大正4）年のそれは地方改良運動の一環として地域社会を動員して行われた。大嘗祭斎田抜穂は国民統合・教化の手段として位置づけられた。（第四章）

維新変革により朝廷および公家社会は解体された。神道国教化政策・廃仏 釈によりこれまで宮中年中行事に組み込まれていた寺院が廃絶され、あるいは皇室との関係を断ち切られた。宮中年中行事における畿内の社寺・公家・村からの献納も廃止された。一方、欧州王室との互換性の見地から1873（明治6）年太陽暦による宮中年中行事の改革が行われ、外交シーズンの一致もはかられた。（第五章）

また、近世後期宮中年中行事には芸能賤民、陰陽師が重要な役割を果たしていたが、東京「奠都」以後、関係は断ち切られた。（第六章）賀茂祭・石清水放生会は、近世後期に

は宮中年中行事のひとつであったが維新後宮中の儀がなくなり神社の祭として存続した。しかし1884（明治17）年旧慣保存策のなかで部分的にはあるが「旧儀」（近衛使派遣）が再興し政府の出費もなされたが、神社の祭という性格は変わらなかった。（第七章）

宮中の年中行事が国民に浸透した事例として初詣がある。近世の正月は毎年変わる恵方からやってくる歳徳神を家で静かに迎えるものだった。維新後には宮中で創始された元始祭と連動した官の神社参拝奨励策の結果初詣が明治20年代以降社会に浸透した。（第八章）

明治〇年代の奈良県では殖産興業政策の一環として文化財（古器旧物）保護政策が行われたが、10年代以降には旧慣保存政策下、陵墓整備、橿原神宮創建、奈良公園開設、興福寺復興・法隆寺独立（南都仏教の創出）が果たされた。（第九章）

文化財保護行政は、明治20年代に福沢諭吉『帝室論』、『尊王論』の影響を受けた九鬼隆一が中心となり国内的には人心収攬、対外的には国威宣揚を企図して確立された。もっともこの政策の帰結である古社寺保存法（1897（明治30）年）は「歴史ノ証徴又ハ美術ノ模範」となる什宝を所持する社寺を一本釣りで保護するという美術行政として具体化された。（第十章）

吉野山、奈良公園など皇室との関わりが強い名勝以外の史跡名勝は、明治中後期に調査が行われ、在地では保存会が活動していた。1919（大正8）年の史蹟名勝天然記念物保存法は史蹟天然記念物保存協会の史蹟名勝保存をナショナリズム発揚の手段とする思潮に支えられていた。（第十一章）

旧慣保存政策が展開した1880年代には美術分野においても日本独自の「伝統」が求められた。従来は画史画人伝にすぎなかった日本美術史は、1888（明治21）年宮内省に設置された臨時全国宝物取調局による宝物調査を経て、岡倉天心による体系的な時代区分論として確立した。今日用いられる白鳳文化、天平文化などの概念がそれである。（第十二章）

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 井 上 勝 生
副 査 教 授 亀 井 秀 雄
副 査 教 授 北 原 敦
副 査 助教授 白木沢 旭 児

学 位 論 文 題 名

近代天皇制の文化史的研究

－天皇就任儀礼・年中行事・文化財－

第1章では、東京「奠都」後の1871（明治4）年11月に行われた大嘗祭は、幕末のそれとは異なり神仏習合的な儀式や畿内在地からの献納・奉仕を廃し東京で行われたこと、これは近代天皇が「全国一主ノ統御ニ帰」すべく特定地域との関係を断ち切らねばならなかったからであることを明らかにした。

第2章では、明治天皇の京都・大和国行幸（1877（明治10）年1月～7月）を機に岩倉具視、柳原前光などから京都・畿内の「旧慣」保存が提起されること、これらを受けて皇室典範（1889（明治22）年）第11条「即位ノ礼及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ」が決定されたことを明らかにした。

第3章では、皇室儀礼は欧州王室儀礼との互換性（共通性・普遍性）をもつべく考案され、登極令（1909（明治42）年）に具体化され、1915（大正4）年11月に施行された即位礼と大嘗祭は欧州王室儀礼との互換性がみられ、大嘗祭は即位礼に従属した位置づけであったことを明らかにした。

第4章では嘗祭斎田抜穂は、時代の変化により、その方法・意味が変化してきたことを明らかにした。これら一連の天皇就任儀礼の実証的研究では、畿内との関係に着目したこと、近世天皇制から近代天皇制への移行の意味を明らかにしたこと、国際社会の規定性を重視したことは、高木氏の日本史学への大きな貢献である。

第5、6、7章では、維新変革により朝廷および公家社会は解体され、宮中年中行事も内の社寺・公家・村との関係を断ち切られること、賀茂祭・石清水放生会は、近世後期には宮中年中行事のひとつであったが維新後宮中の儀がなくなり神社の祭として存続したことを明にした。

第8章では、初詣が、宮中の年中行事が国民に浸透した事例であることを明らかにした。

これらの年中行事論では、宮内省、寺社に関する一次史料に依りながら、年中行事のあり方を丹念に復元し、近世から近代への変化を的確に捉えたものと評価できる。

第9章では、明治10年代以降奈良県では陵墓整備、橿原神宮創建、奈良公園開設、興福寺復興・法隆寺独立（南都仏教の創出）が果たされたことを明らかにした。

第10、11章では文化財保護行政は、明治20年代に九鬼隆一が中心となり国内的には人心収攬、対外的には国威宣揚を企図して確立されたこと、もっともこの政策の帰結である古社寺保存法（1897（明治30）年）は「歴史ノ証徴又ハ美術ノ模範」となる什宝を所持する社寺を一本釣りで保護するという美術行政として具体化されたことを明らかにした。

第12章では、旧慣保存政策が展開した1880年代には美術分野においても日本独自の「伝統」が求められ、従来は画史画人伝にすぎなかった日本美術史は、1888（明治21）年宮内省に設置された臨時全国宝物取調局による宝物調査を経て、岡倉天心による体系的な時代区分論として確立したことを明らかにした。これらの章では、史蹟・名勝・文化財・美術史というこれまで近代史研究ではあまり取り上げてこなかった問題群に着目し、旧慣保存政策の展開過程を実証し、いかにして伝統が創られたかを明らかにしたものであり、日本近代史研究の新分野を切り拓いたものと評価できる。

以上の諸点からみて、本論文は、日本近代史研究への貢献は大きく、新たな研究分野を開拓した貴重な業績であると評価できる。当審査委員会は、以上の審査結果に鑑み、本論文における高木氏の研究業績は博士（文学）の学位を授与されるにふさわしいものである、との結論に達した。